

動物取扱業に係る動物の適正な飼養管理に関する制度等 (概要)

※第 1 回検討会資料 1 より抜粋

第一種動物取扱業の業者の例

営利性がある業

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（ふれあいを目的とする場合） ○動物カフェ
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者



第二種動物取扱業の業者の例

非営利の活動で、人の居住部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物を取り扱う場合

(例) 動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など

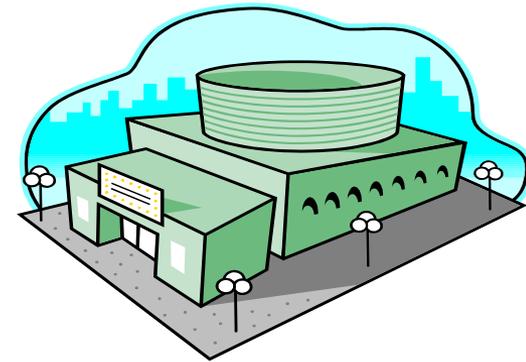
対象となる飼養予定頭数

- 馬・ウシ・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類、特定動物
・・・合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類
・・・合計10頭以上
- 上記以外の動物（哺乳類・鳥類又は爬虫類）
・・・合計50頭以上

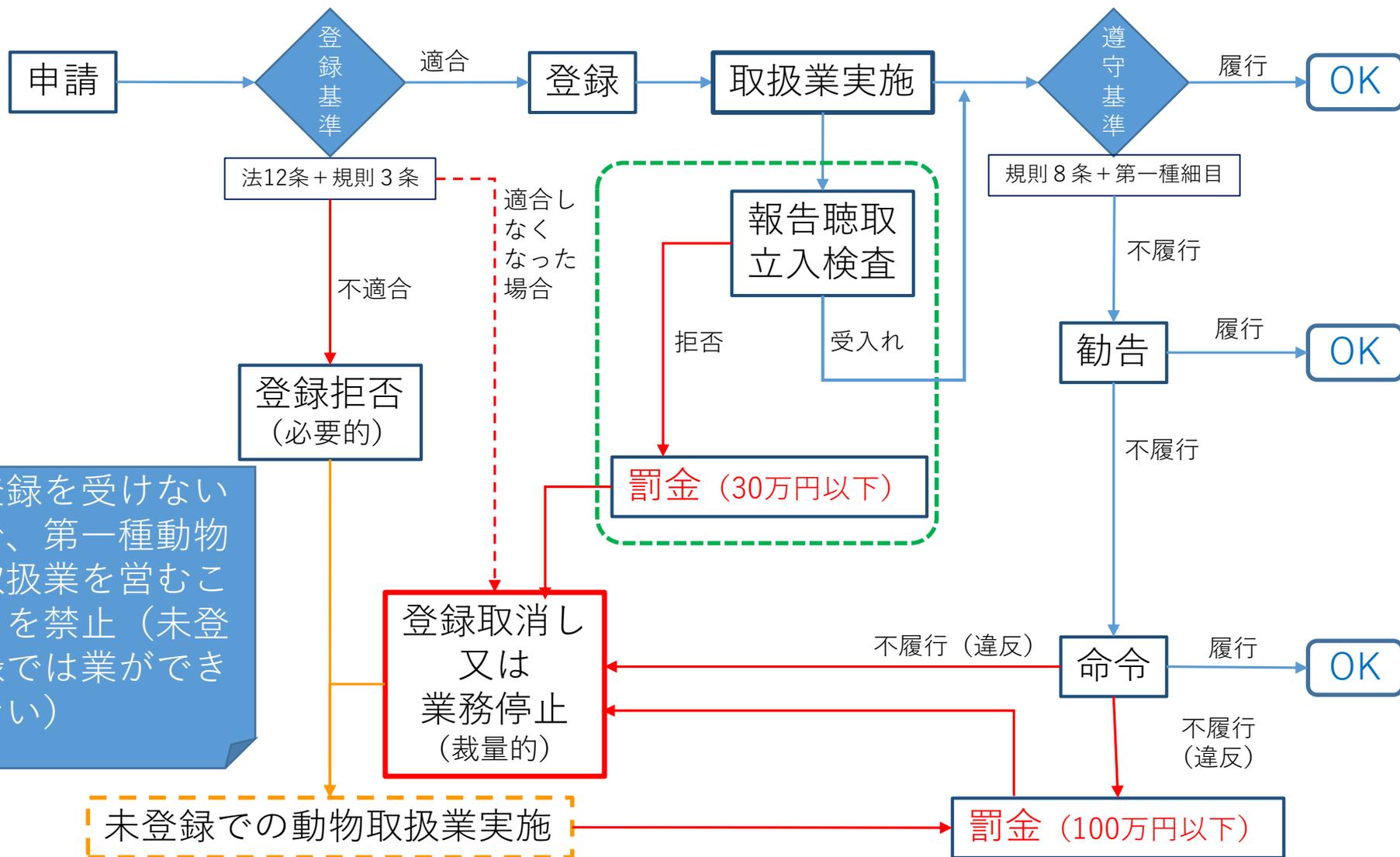
対象となる飼養施設（人の居住部分と区分できる飼養施設）

- 専用の飼養施設
- 飼養のための人の居住部分と区分されたスペース
- 飼養場所を人の居住部分と区分するケージ等の設備

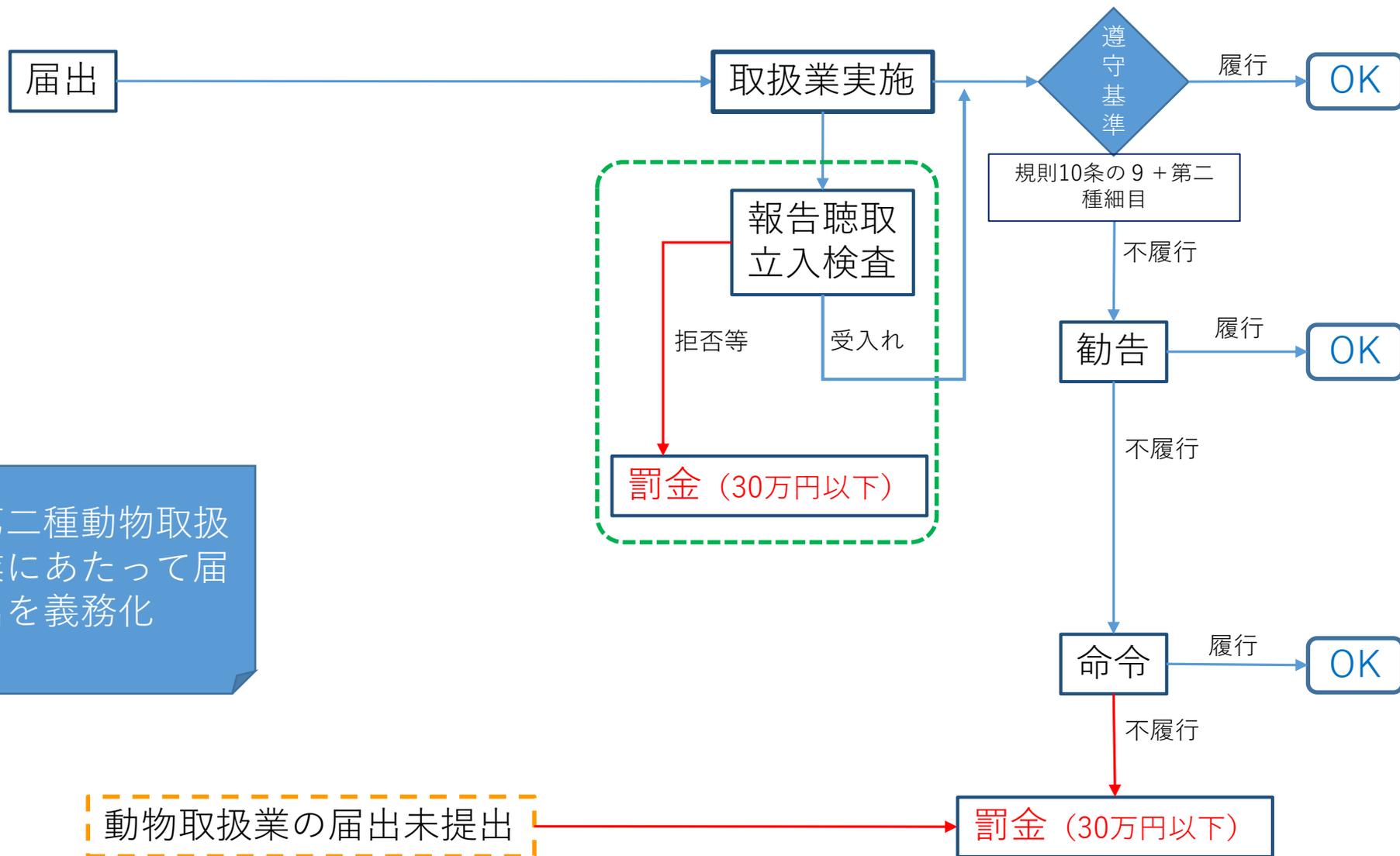
動物愛護団体の
動物保護シェルター等



第一種動物取扱業の制度の主な体系（イメージ）



第二種動物取扱業の制度の体系（イメージ）



第二種動物取扱業にあたって届出を義務化

動物取扱業の届出未提出

罰金 (30万円以下)